

遺言書作成をお考えの方に

《未来へのラブレター》

# 遺言書の作成費 10万円を助成する

## フリーウィルズキャンペーン

期間延長

FREE WILLS CAMPAIGN

後援：



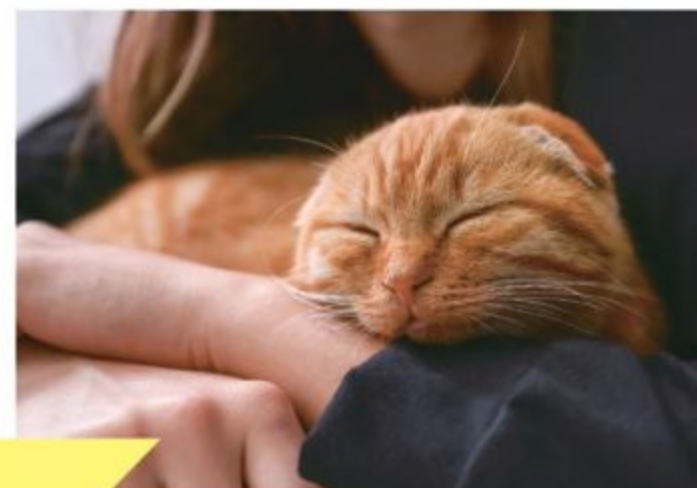
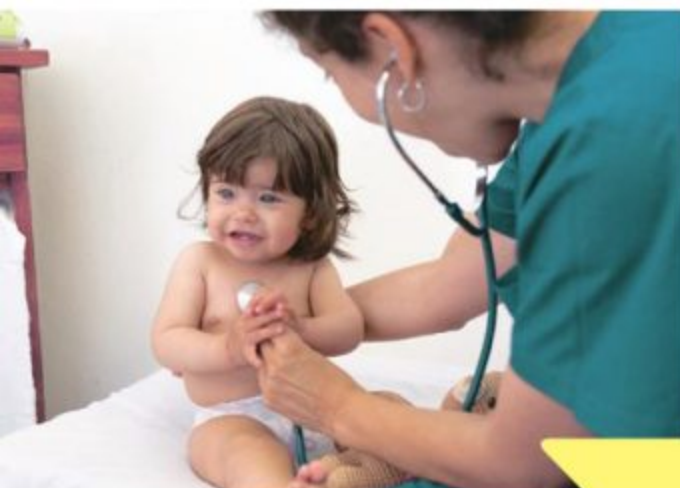
内閣府  
Cabinet Office



法務省  
MINISTRY OF JUSTICE



日本公証人連合会



ご申請期間：  
2024年

9月17日(火)

から

2025年

3月31日(月)

期間延長

先着順

対象者

遺言書作成費用が発生した方  
(ただし遺言書の中に、10万円以上の遺贈寄付が入るもの)

助成対象

公証役場、士業、金融機関等の支援機関による  
遺贈寄付を記した遺言書作成費用のうち「10万円分」

お申込先はサイトまで ▶ <https://freewills.izo.or.jp/>



【 少額からできる。財産の用途を社会貢献に使うことができる「遺贈寄付」 】

人生の集大成の社会貢献として注目されている遺贈寄付。相続の一部を数万円からでも生まれ育った自治体や学校、応援したいNPOなどに寄付することができます。ご自身が助成の対象となられるか、まずはお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ：フリーウィルズキャンペーン相談受付

☎ 03-3868-7011 9:00-18:00/  
土日祝除く

本チラシ裏面もご確認ください。

主催： Will for Japan 一般社団法人日本承継寄付協会

## ■ 募集概要

遺贈寄付実行のための専門家報酬（遺言書作成報酬、寄付が含まれる税務相談報酬）の一部（10万円分）を助成するキャンペーンを、全国の公証役場、士業、金融機関等遺贈寄付の相談を受ける専門家への報酬を対象に行い、寄付検討者への負担軽減を目的としています。2024年9月17日(火)～2025年3月31日(月)中に、寄付検討者または、寄付検討者の相談を担当している専門家がキャンペーンに申請し承認された方が対象となります。非営利法人（NPO 法人、公益社団、財団法人等）、地方自治体、学校法人が寄付先対象となります。

## ■ 対象となる遺贈寄付の内容・要件

寄付額 10 万円以上の遺言書の作成、寄付額 10 万円以上発生する税務・寄付相談・法務相談

※相続税申告の際に寄付が発生する相続税申告報酬、相続手続きの際に寄付が発生する専門家報酬も助成対象になります ※原則、公正証書遺言、法務局保管をされた遺言書について助成をしております。専門家が保管する等の場合には事務局までご相談ください

### [ 対象期間 ]

2024 年  
**9月17日(火)**  
▼  
2025 年  
**3月31日(月)**

## ご申請のステップ

1

### 公証役場、士業、金融機関等の 専門家に遺贈寄付について相談

相談先をお探しの際は日本承継寄付協会で遺贈寄付の  
相談ができる専門家をご紹介します。<sup>\*1</sup>

2

### キャンペーンサイトより事前申請

※WEB フォームより ご申請ください



3

### 遺言書作成後申請をする

(事前申請後にメールでご案内)

4

### 助成金をお振り込み

<sup>\*1</sup> 専門家をお探しの方や、または専門家にご依頼されており遺言書制作者様ご本人が申請を行いたい場合は日本承継寄付協会までご相談ください。キャンペーンサイトの問い合わせフォーム、または 03-3868-7011 (9:00～18:00 / 土日祝除く) をご利用ください。

※先着順のため上限数がございます。また遺言書作成支援、税務申告等で遺贈寄付がなされる、もしくは寄付の遺言書ができた場合のみキャンペーンが適応されます。

Will for Japan

主催：一般社団法人日本承継寄付協会

人生の集大成としての相続財産からの寄付を応援し、「遺贈寄付」や「財産の様々な承継方法」を支援しています。全国から相談をお受けし、安心して相談できる窓口を増やす活動や、寄付の相談や手続きなどのお手伝いをしています。[www.izo.or.jp](http://www.izo.or.jp)

はじめて遺贈寄付を  
検討される方へ



寄付先探しに役立つ  
冊子「えんギフト」  
を無料配布中です。



<https://www.izo.or.jp/service/gift.html>